

国民健康保険・後期高齢者医療制度の新保険証を送付します

問 保健医療課国保室（☎75－8931）



国民健康保険

新保険証を世帯主に郵送します

8月1日(休)から使用できる保険証（ページュ色）を、7月下旬に郵送します。住所と別の場所に保険証の送付を希望される場合は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類（マイナンバーカードなど）を持参の上、7月9日(火)までに保健医療課または各支所地域振興課で手続きをしてください。



後期高齢者医療制度

新保険証を加入者に郵送します

8月1日(休)から使用できる保険証（ピンク色）を、7月下旬に郵送します。保健医療課や支所の窓口での受け取りを希望する人は、7月9日(火)までに保健医療課または各支所地域振興課にご連絡ください。

また、8月1日(休)から使用できる「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄緑色）・「限度額適用認定証」（紫色）を、交付対象となる人へ保険証とは別に郵送します。



マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証として利用）をご利用ください

令和6年12月2日(月)以降、現行の紙の保険証は発行されなくなりますので、マイナ保険証のご利用を検討してください。



なお、12月1日(日)時点でお手元にある有効な紙の保険証は、転居や負担割合の変更などの記載内容に変更がなければ、有効期限まで利用することができます。

また、12月2日(月)以降、マイナ保険証を保有していない人には、有効期限の間に、受診に必要な資格が分かる「資格確認書」が交付される予定です。

■マイナ保険証を使うと次の特典があります

- ・窓口で払う医療費が20円安くなります。紙の保険証よりも医療費が節約できます。
- ・転職や退職などに伴う再度の保険証利用登録が不要となります。ただし、保険者への保険証の変更届け出（社会保険から国民健康保険への切り替えなど）は必要です。

- ・限度額適用認定証が無くても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・過去の診療時に受け取ったお薬の情報や健康診断の結果を見ることができ、体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

マイナ保険証についてもっと知りたい時は…

以下のホームページをご覧ください。マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナ保険証に関する情報
(厚労省ホームページ)



マイナ保険証に関するQ&A
(デジタル庁ホームページ)



マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎0120－95－0178)

小・中学校教職員の勤務実態

～持続可能な学校づくりに向けて～

問 学校教育課教育総務室（☎72－6882）

令和2年度に「市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定して、時間外労働の上限を「月45時間、年間360時間以内」と定め、教育委員会および各学校で、時間外勤務の削減に向けて業務の見直しを進めてきました。

令和5年度は前年度から、小学校で4.8ポイント減、中学校では12.3ポイント減と改善していますが、約半数の教職員が年間360時間を超える時間外労働をしています（表1）。

教育委員会および学校では働き方改革に継続して取り組み、教職員の心身の健康を守りながら、これからの社会を生きる児童生徒に必要な資質や能力を高めることのできる学校づくりを進めます。

【表1】年間360時間を超える時間外労働をした教職員の割合（単位：％）

	令和4年度	令和5年度
小学校	55.7	50.9
中学校	61.9	49.6

県教育委員会資料から抜粋

【保護者・地域の皆さまへのお願い】

- 夜間や休日の電話対応
小・中学校とも、平日は午後6時まで対応します。
※勤務終了時刻は午後4時40分頃のため、それ以降は電話に出ない場合があります
※休日の電話対応はありません
※長期休業中は勤務時間内のみの対応となります
- 夜間や休日の緊急連絡
市教育委員会（☎72－6882）までご連絡ください。

児童扶養手当を支給、ひとり親家庭等医療費を助成します

問 こども課子育て支援室（☎75－8939）

●児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別している児童の健やかな成長と家庭の生計安定、自立促進のために支給される手当です。

支給対象

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がい有する児童は20歳未満)を養育している父または母もしくは父または母に代わって養育している人。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで出産した児童
- ・棄児などで出生の事情が明らかでない児童

※障害年金などの公的年金を受給している場合や本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合などは、手当の一部または全額の支給が停止されます

児童扶養手当支給月額

対象児童数	手当額
1人	45,500 円～10,740 円
2人	56,250 円～16,120 円
3人以上	児童1人増すごとに6,450円～3,230円を加算した額

●ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭の父や母、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がい有する児童は20歳未満）などの医療費の一部を助成します。

助成要件

児童扶養手当の「支給要件」と同じです。

現況届・更新申請書の提出はお早めに

児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成を受けている人は、8月中旬に「児童扶養手当現況届」「更新申請書」を提出してください。

◎下記の日程で、受付時間を午後7時まで延長します。

※特別児童扶養手当は除く

【本 庁】8月1日(木)・6日(火)・8日(木)・13日(火)・15日(木)

【各支所】8月8日(木)・22日(木)

ホームページ

